

第2 調査結果

通 知	図表等番号
<p>国の行政情報は、政府の国民に対するアカウントビリティー（説明責任）を全うし、国民の安全や利便等の向上を図るために、国民にとってアクセスしやすい媒体・方法で、適時・的確に公表することが求められており、その公表の方法としては、「情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段（原則として、ホームページに掲載）により提供することを積極的に推進すること」とされている（「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）」（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）、以下「電子的提供指針」という。）。</p> <p>また、民間事業者や各種資格職業者の活動について、国の行政機関は、法令に基づき指導監督を行い、その活動の公正性、適切性を担保することにより、社会・経済活動の安定と発展を図っている。近年、経済の低成長等を背景として、より低廉な商品やサービスが志向され、また、規制緩和による新規事業者の参入に伴い事業者間の競争も激化する中で、法令の遵守による安全・安心の確保が要請される状況にある。</p> <p>そうした中で、国民にとって事業者選択の判断材料の一つとなり、また、法令遵守の確保を図るため、民間事業者等への規制・監督や各種資格職業者への指導・監督を目的とした不利益処分及び同様の目的の社会的影響の大きい行政指導等（以下「行政処分等」という。）の情報（以下「ネガティブ情報」という。）の適切な公表が求められている。</p>	<p>表 1</p>
<p>ネガティブ情報の公表に係る取組例としては、平成19年10月から国土交通省本省が、事業者等の過去の行政処分歴等が検索できる「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」（以下「国交省ネガティブサイト」という。）を開設していることなどが挙げられる。</p>	<p>表 2</p>
<p>本調査は、以上のような状況を踏まえ、調査対象とした近畿管内の国の出先機関（20機関）のうち、平成21年度以降、行政処分等の実績がある14機関におけるネガティブ情報の公表状況について調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。</p>	<p>表 3</p>

1 ホームページによるネガティブ情報の積極的公表

通 知	図表等番号
<p>(1) 公表義務があるネガティブ情報の公表</p> <p>電子的提供指針では、告示、通達、公示等の方法により法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加えて電子的手段（ホームページ）でも提供することとされている。</p> <p>今回、法令により公表等が義務付けられているネガティブ情報について、ホームページによる公表状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>i) 大阪法務局では、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）に基づき、司法書士及び司法書士法人に対して業務禁止等の合計 22 件の行政処分を行い、また、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）に基づき、土地家屋調査士に対して業務禁止等の合計 4 件の行政処分を行っており、いずれも法定の官報公告を行っているが、当該行政処分についてホームページによる公表は行っていない。</p> <p>ii) 近畿地方環境事務所では、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づき、平成 23 年度に指定調査機関に対して 1 件の指定取消処分（行政処分）を行い、法定の公示を官報で行っているが、当該行政処分についてホームページによる公表は行っていない。</p> <p>したがって、関係行政機関（大阪法務局、近畿地方環境事務所）は、法令により公表等が義務付けられているネガティブ情報について、官報公告に加え、ホームページにおいても公表する措置を講ずる必要がある。</p>	<p>事例票 1</p> <p>事例票 2</p>
<p>(2) 行政機関自身が公表の必要があるとしているネガティブ情報の公表</p> <p>電子的提供指針では、情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段（ホームページ）により提供することを積極的に推進することとされている。</p> <p>今回、法令等により公表が義務付けられていないが、行政機関自身が公表の必要があるとしているネガティブ情報について、ホームページによる公表状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>i) 大阪航空局では、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に関し、航空運送事業者に対して文書による行政指導を合計 7 件（業務改善勧告 1 件及び嚴重注意 6 件）実施し、これら文書による行政指導については、国民の生活及び社会的に影響・関心が高いと思われる情報に相当するとして、プレス発表を実施しているが、ホームページによる公表は行っていない。また、「国交省ネガティブサイト」では、航空運送事業者もその公表対象分野としているが、当該 7 件については大阪航空局から本省に情報が提供されていないことから、当該サイトにおいても公表されていない。</p> <p>ii) 近畿経済産業局では、消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）及</p>	<p>事例票 3</p> <p>事例票 4</p>

<p>び電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）に関して、事故の未然防止や再発拡大防止のために、同法に係る違反行為に対して、行政処分及び経済産業局長による厳重注意（行政指導）を行った場合は、事業者名を含め、その内容についてプレス発表の上、ホームページにより公表し、また、経済産業局担当部長による注意（行政指導）を行った場合は、年間の一覧表として件数及び概要をホームページにより公表するよう本省（経済産業省）から考え方が示されている。</p> <p>しかし、消費生活用製品安全法に関して近畿経済産業局長による厳重注意を行った 2 件については、プレス発表の上、ホームページにより公表されているものの、消費生活用製品安全法に関して同局産業部長による注意を行った 7 件及び電気用品安全法に関して同局産業部長による注意を行った 122 件については、ホームページによる公表は行われていない(※)。※ 本事例について、近畿経済産業局では、調査後公表措置を実施。</p> <p>したがって、関係行政機関（大阪航空局）は、行政機関自身が公表の必要があるとしているネガティブ情報については、電子的提供指針の趣旨に沿って、ホームページにおいて積極的に公表する措置を講ずる必要がある。</p>	
--	--

2 ホームページによるネガティブ情報の提供時期等の的確化

通 知	図表等番号
<p>電子的提供指針では、時宜を得た情報の提供を行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については最新の情報を維持管理することとし、また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日の提供に努めることとされている。この趣旨を踏まえ、ホームページによるネガティブ情報の提供に当たっては、適時に、また適切な期間を設定して公表するなどし、国民に対する的確に提供することが重要である。</p> <p>今回、ホームページにおけるネガティブ情報の公表時期等について調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>i) 近畿運輸局では、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）に関し、鉄道事業者に対する文書指導（行政指導）を行っているが、国交省ネガティブサイトや自局ホームページへの掲載による公表の取扱いが区々となっているものがある。また、同局では、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づき、自動車整備業者に対して行政処分を行い、これをホームページで公表しているが、該当事例がないとして 10 年以上の長期にわたって更新が行われておらず、担当課の名称も当時のままとされているページがみられる(※)。さらに、同局では、港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）に関し、平成 21 年度以降、港湾運送事業者に対して合計 36 件の文書警告（行政指導）を行い、これらをホームページで公表しているが、掲載時期は、文書警告を実施した日の 27 日から 56 日経過後となっている。</p> <p>※ 本事例について、近畿運輸局では、調査後改善。</p>	<p>事例票 5</p> <p>事例票 6</p> <p>事例票 7</p>

<p>ii) 近畿総合通信局では、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づき、平成 22 年度に不法無線局を開設した民間事業者に対し、1 件の運用停止命令（行政処分）を行っている。この事例については、不法無線局に対する指導・監督状況の年度報告として取りまとめ、平成 23 年度初めにホームページで公表しており、行政処分を実施した時点で公表を行っていない。</p>	事例票 8
<p>iii) 大阪税関では、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）に基づき、平成 23 年度に通関業者に対して 1 件の業務停止処分（行政処分）を行い、これをホームページで公表しているが、業務停止期間中（71 日間）であるにもかかわらず、ホームページの公表期間は、処分日から 15 日間で終了している。</p>	事例票 9
<p>したがって、関係行政機関は、電子的提供指針の趣旨等を踏まえ、ホームページによるネガティブ情報の提供を的確に実施するために、i) 公表基準を設けるなどによる実施の統一性の確保、行政指導後の速やかな実施（近畿運輸局）、ii) 行政処分を実施した時点での公表（近畿総合通信局）、iii) 処分内容（業務停止期間）を考慮した公表期間の適切な設定（大阪税関）について、措置を講ずる必要がある。</p>	

3 ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上

通 知	図表等番号
<p>ホームページによるネガティブ情報の公表に当たっては、利用者が分かりやすく、目的の情報を探しやすくするように配慮するなど、国民に対する利便性の向上に努める必要がある。</p>	
<p>今回、ホームページにおけるネガティブ情報の利便性について調査したところ、以下の状況がみられた。</p>	
<p>i) ホームページの新着情報欄等でネガティブ情報を公表しているが、過去数年間の報道発表資料の中にネガティブ情報が散在しているもの（大阪労働局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）、また、専用のページを設け、ネガティブ情報を集約して掲載しているが、個々の事例の件名に被処分者名等当該事例を特定するための具体的情報が含まれていないもの（近畿厚生局、大阪労働局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）がみられ、これらにより目的の事例が探しづらく、情報の一覧性も確保されていないものとなっている。</p>	事例票 10 事例票 11 事例票 12 事例票 13
<p>ii) ネガティブ情報が掲載されるページのタイトルが不統一となっているもの（近畿財務局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）、また、自局のホームページから「国交省ネガティブサイト」にリンクしているが、トップページにその案内がないことから、当該サイトの存在が分かりにくいもの（大阪航空局）、さらに、ホームページに同一名称のバナー（※1）が 2 か所に設定され、それぞれ別のページにリンクしているもの（※2）（近畿農政局）がみられ、これらによりネガティブ情報の掲載場所が分かりにくいものとなっている。</p>	事例票 14 事例票 15 事例票 16
<p>※1 ウェブページ上で他のウェブサイトを紹介する役割を持つ画像（アイコンの一種）のこと。画像にはリンクを張り、クリックするとそのバナーが紹介するサイトを表示するようになっている。 ※2 本事例について、近畿農政局では、調査後改善。</p>	

<p>したがって、関係行政機関は、ホームページにおけるネガティブ情報の利便性の向上を図るために、i) ネガティブ情報の掲載場所を集約する、一覧表を作成することなどによる情報の一覧性の確保（近畿厚生局、大阪労働局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部）、ii) 掲載ページのタイトル、本省ホームページへのリンク設定の案内の見直し（近畿財務局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪航空局）により、ネガティブ情報が迅速に検索できるよう措置を講ずる必要がある。</p>	
---	--

表 1 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）（抜粋）

行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）（抜粋）

平成 16 年 11 月 12 日

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進することとする。

このため、各府省は、以下の指針に沿って、行政情報の電子的提供に関する措置を実施する。

I 電子的に提供する情報の内容

1 行政の諸活動に関する情報

以下の情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実を図り、電子的にも提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についても電子的な公表を図ることとする。また、外国語による情報提供についても、要望等を踏まえ積極的な対応に努める。

(1) 行政組織、制度等に関する基礎的な情報

(略)

(2) 行政活動の現状等に関する情報

(略)

(3) 予算及び決算に関する情報

(略)

(4) 評価等に関する情報

(略)

2 社会的な有効活用に資する情報

各府省がそれぞれの行政目的を達成するため、収集、蓄積している電子情報（データベースを含む。）のうち、国民、企業等からの利用の要望が多い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。

3 法令により公表等が義務付けられている情報

告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供する。

4 その他

(略)

II 電子的提供に関する留意事項等

1 ホームページ等の活用

(1) 国民等一般に対し広く提供する情報の電子的提供は、原則として、ホームページに掲載することにより行うこととし、複数のホームページ、データベースにより提供する場合においても、国民等の利便性を確保する観点から、各府省ごとに1つのホームページから容易に閲覧できるようにする。また、所管法人、国立大学法人等並びに所管の公益法人及び特別の法律により設立される民間法人のホームページについても、各府省のホームページから分かりやすく案内する。

(2)・(3) (略)

2 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

(1) 時宜を得た電子的提供を行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日の提供に努める。

(2) 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供することとする。

3 提供情報のわかりやすさと利便性の向上等

(1)～(4) (略)

(5) 各府省のホームページについては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧できるようにする。

(以下略)

表2 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの概要

国土交通省では、同省の本省及び地方支分部局のホームページに点在する事業者の過去の処分歴などの「ネガティブ情報」を一元的に集約したポータルサイト「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」(<http://www3.mlit.go.jp/>)を、平成19年10月1日にホームページ上に開設している。

○「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の趣旨

近年、企業の社会的責任を重視する考え方を背景に、コンプライアンス違反等の不祥事を犯した企業の収益や株価が落ち込むなど、一般消費者や投資家（「一般消費者等」）が市場メカニズムを通じて企業に与える影響がますます大きなものとなっています。そのような中で、従来の行政の監督に加えて市場による選択・監視を活用することは、事業者の適正な事業運営の確保のみならず、それを通じて安全・安心の確保、公正で自由な競争の確保といった行政目的を達成するためにも有効です。

市場による選択・監視の力をより一層活用するためには、事業者の情報開示による透明性の確保が不可欠です。しかし、過去の処分歴など、事業者にとって有利に働かない情報（ネガティブ情報）の公開は、事業者自身に任せるのではなく、行政からも業務を遂行する中で保有した情報を公開していくことが必要です。

ネガティブ情報の公開は、事業者に対し追加的なペナルティを科すために行うのではなく、事業者の適正な事業運営の確保を目的とするものであり、ひいては、国民の安全・安心の確保、公正で自由な競争の確保などのために有効なものです。

○公開対象情報

- ① 全ての行政処分
- ② 個別の事業者に対する社会的影響の大きな行政指導
- ③ 道路運送車両法違反に係る刑事告発
- ④ 国土交通省直轄公共工事の指名停止

○公開対象事業分野（平成19年10月時点の対象事業分野）（注）

建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント、不動産鑑定士、宅地建物取引業者、マンション管理業者、指定確認検査機関、建築基準適合判定資格者、一級建築士、登録住宅性能評価機関、鉄道会社、バス事業者、タクシー事業者、トラック事業者、旅客船会社、航空会社、自動車整備事業者、自動車製作者等【道路運送車両法関係】

（注）現在は、上記に加え、第一種旅行業者が追加されている。

○情報公開期間

- 5年：建設業者、宅地建物取引業者、指定確認検査機関、建築基準適合判定資格者、一級建築士
- 3年：不動産鑑定士、バス事業者、タクシー事業者、トラック事業者
- 2年：上記以外の事業分野

国土交通省

国土交通省ネガティブ情報等検索サイト (事業者の過去の行政処分歴を検索するサイトです)

来訪者数: **304726**

このサイトでは、国土交通省所管の事業者等の過去の行政処分歴を検索することができます。

※ネガティブ情報=過去の処分歴など、事業者にとって有利に動かない情報

<以下から検索したい事業分野を選んでください。>

◆新しく家をつくる

(1)設計



一級建築士
(家の設計をします)

(3)建築検査・確認



指定確認検査機関
(建築確認・検査業務を行う第三者機関です)

(4)住宅性能評価



登録住宅性能評価機関
(住宅性能評価業務を行う第三者機関です)

例 1

(2)工事



建設業者<1>行政処分
(家の工事をします)



建築基準適合判定資格者
(建築確認・検査業務を行う資格を有する方です)

◆家や土地を売る・買う



宅地建物取引業者
(デベロッパーやまらの不動産屋さんなど)
【参考:都道府県知事が行った監督処分情報】



不動産鑑定士・不動産鑑定業者
(土地や家の値段を鑑定します)



マンション管理業者
(マンション管理を請け負います)



登録住宅性能評価機関
(住宅性能評価業務を行う第三者機関です)

◆建設工事(公共工事を含む)を行う



建設業者<1>行政処分
(工事をします)



建設業者<2>国土交通省発注工事の指名停止
(工事をします)



測量業者
(土地の形状や面積などをはかります)



建設コンサルタント
(工事の調査・計画・設計などを行います)



地質調査業者
(地質や地盤の状況を調査します)



補償コンサルタント
(公共工事に必要な土地の取得や家屋の移転などの
補償業務を行います)

◆乗り物を使う



鉄道事業者
(電車、路面電車、モノレールなど)



バス事業者
(路線バス・貸切バス)



タクシー事業者
(法人タクシー・個人タクシー)



船舶運航事業者
(旅客船・フェリーなど)



航空運送事業者
(飛行機・ヘリコプターなど)

◆荷物を運ぶ



トラック事業者
(荷「運」や「配」。小さなものから大きいものまで、荷物を
運びます)

◆自動車を買う・整備する



自動車整備事業者
(車検の際の自動車の整備を行います)



自動車製作者等(道路運送車両法関係)
(自動車の製造、販売を行います)

◆旅行をする



第一種旅行業者
(国内・海外旅行を企画・販売します)

サイトの趣旨

- 【対象事業者一覧】
 - 建設業者(行政処分)
 - 建設業者(指名停止)
 - 測量業者
 - 建設コンサルタント
 - 地質調査業者
 - 補償コンサルタント
 - 宅地建物取引業者
 - マンション管理業者
 - 不動産鑑定士・不動産鑑定業者
 - 登録住宅性能評価機関
 - 指定確認検査機関
 - 建築基準適合判定資格者
 - 一級建築士
 - 鉄道事業者
 - バス事業者
 - タクシー事業者
 - トラック事業者
 - 自動車整備事業者
 - 自動車製作者等(道路運送車両法関係)
 - 船舶運航事業者
 - 航空運送事業者

- 【過去の記者発表】
 - 平成19年4月18日
 - 『消費者による選択・監視・ネガティブ情報の公開』について
 - 平成19年2月28日
 - 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトが1月1日オープンします

- 【リンク先】
 - 国土交通省HOME
 - 国土交通省問、リンク集

- 【問い合わせ先】
 - 国土交通省大臣官房広報課
 - T100-8918
 - 東京都千代田区霞が関2-1-3
 - 03-5253-0111(代表)
 - 21-526(内線)

※個別の処分に関する問い合わせは、処分担当局(局)となりますので、あらかじめご了承ください。

○同検索サイトでの検索結果例

例 1：建設業者

建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム 〈許可行政庁による監督処分情報〉

検索対象の選択

<検索メニュー>
以下のメニューから検索条件を選択してから検索ボタンを押してください。
※1 複数の条件を組み合わせて検索することも可能です。

●監督処分別
[行政庁] 地方整備局

●年別
[]年 []月から []年 []月まで

●商号又は名称
[]行 を含む

●所在地
[] を含む

●代表者名
[] を含む

●処分内容別

●検索結果一覧

監督処分情報

※情報の掲載期間について

73件が選択されました

処分年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	処分内容
2012年04月23日	[]	[]	営業の停止処分
2012年04月23日	[]	[]	営業の停止処分
2012年04月23日	[]	[]	営業の停止処分
2012年04月06日	[]	[]	営業の停止処分
2012年02月28日	[]	[]	指示処分
2012年02月28日	[]	[]	営業の停止処分
2012年02月28日	[]	[]	営業の停止処分
2012年01月31日	[]	[]	許可の取り直し処分

例 2：タクシー事業者

自動車総合安全情報 ～自動車交通安全を促進して～

国土交通省

文字サイズ [A] [A]

車両・交通システムの先進テクノロジー | 安全な自動車に乗ろう！ | **事業用自動車の安全対策** | 自賠責保険ポータルサイト

ホーム > 事業用自動車等の安全対策 > 行政処分情報（ネガティブ情報の公表） > 事業者の行政処分情報検索

行政処分情報（ネガティブ情報の公表）

事業者の行政処分情報検索

事業者の行政処分情報検索

行政処分の基準

当ホームページでは、一層の利用者利便を確保するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保を図るため、バス、タクシー、トラックを利用する際の事業者の行政処分情報等を公表しております。

行政処分事業者の検索結果

行政処分等の年月日	事業者の氏名・名称	事業者の所在地	行政処分等の違反点数	
			事業者	営業所
2012年02月14日	[]	[]	106	106
2012年09月9日	[]	[]	97	97
2012年02月14日	[]	[]	85	85
2012年09月9日	[]	[]	83	83

例 3：自動車整備業者

国土交通省ネガティブ情報等検索システム 〈自動車整備事業者〉

【検索メニュー】

利用にあたっての注意事項をよく読み、以下のメニューから検索条件を選択して検索ボタンを押してください。

●処分等年月日
[]年 []月から []年 []月まで

●事業者名
[]

●都道府県
[]

●処分等の種類
[]

[検索] [リセット]

【検索結果一覧】

392件が選択されました。

処分等年月日	事業場名	事業場の所在地	処分等の種類	処分内容
2012年9月27日	[]	[]	認識取消	概要 [詳細]
2012年9月27日	[]	[]	認識取消	概要 [詳細]
2012年9月27日	[]	[]	認識取消	概要 [詳細]
2012年9月27日	[]	[]	認識取消	概要 [詳細]
2012年9月27日	[]	[]	認識取消	概要 [詳細]
2012年9月27日	[]	[]	認識取消	概要 [詳細]
2012年9月25日	[]	[]	保安基準適合証等の交付停止	概要 [詳細]
2012年9月20日	[]	[]	保安基準適合証等の交付停止	概要 [詳細]

(注) 1 墨消し部分は個別事業者名又は所在地である。
2 本表は、国土交通省ホームページに基づき作成した。

表3 調査対象機関の内訳

調査対象機関（20 機関）のうち、

i) 平成 21 年度以降、行政処分等の実績がみられた 14 機関一覧

①近畿総合通信局、②大阪法務局、③近畿財務局、④大阪税関、⑤大阪国税局、⑥近畿厚生局、⑦大阪労働局、⑧近畿農政局、⑨近畿経済産業局、⑩中部近畿産業保安監督部近畿支部、⑪近畿地方整備局、⑫近畿運輸局、⑬大阪航空局、⑭近畿地方環境事務所

ii) 平成 21 年度以降、行政処分等の実績がなかった 6 機関一覧

①公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、②近畿地方更生保護委員会、③近畿中国森林管理局、④瀬戸内海漁業調整事務所、⑤大阪管区气象台、⑥第五管区海上保安本部